



特電法改正に伴う電気通信事業者の対応と今後の課題

2005年12月

株式会社 NTTドコモ
プロダクト&サービス本部
コンテンツ&カスタマ部 セキュリティ推進
担当部長 伊藤 哲哉

- . 特定電子メールの範囲の拡大(第2条)
- . 架空アドレスあてのメール送信を禁止する範囲の拡大(第5条)
- . 送信者情報を偽った電子メール送信の禁止及び直罰規定
(第6条・第32条)
- . 電気通信事業者による役務提供拒否事由の拡大(第11条)

特定電子メールの範囲の拡大(第2条)

個人が私的に利用しているアドレスあて 企業等の事業用メールアドレスあても対象
すなわち、自社(ドコモ)の**業務用携帯電話に着信したメールも特電法の対象に**

業務用電話に着信したメールが、ドコモ発の場合、大量送信と認められれば、契約
約款違反として利用停止等の措置が可能

ドコモ自身、迷惑メール**被害者として告発が可能**

ハニーポットを用意し、受信した迷惑メールをISPに情報提供可能
(提供方法等についてJEAGのワイヤレスSWGにて検討中)

SMS等のSMTPで送信しない迷惑メールも特電法の対象に

・架空アドレスあてのメール送信を禁止する範囲の拡大(第5条)

営利目的で送信される空メール等の禁止

電気通信事業者は、架空アドレスの送信者を特定しようとした場合、通信の秘密を侵してしまうおそれがあるため、主体的に告発等を行なうことは不可能？

電気通信事業者としては残念な内容

しかし、そもそも通信が有効に成立する可能性がない、大量の宛先不明メールは、通信の秘密の保護の対象？

・送信者情報を偽った電子メール送信の禁止及び直罰規定
(第6条・第32条)

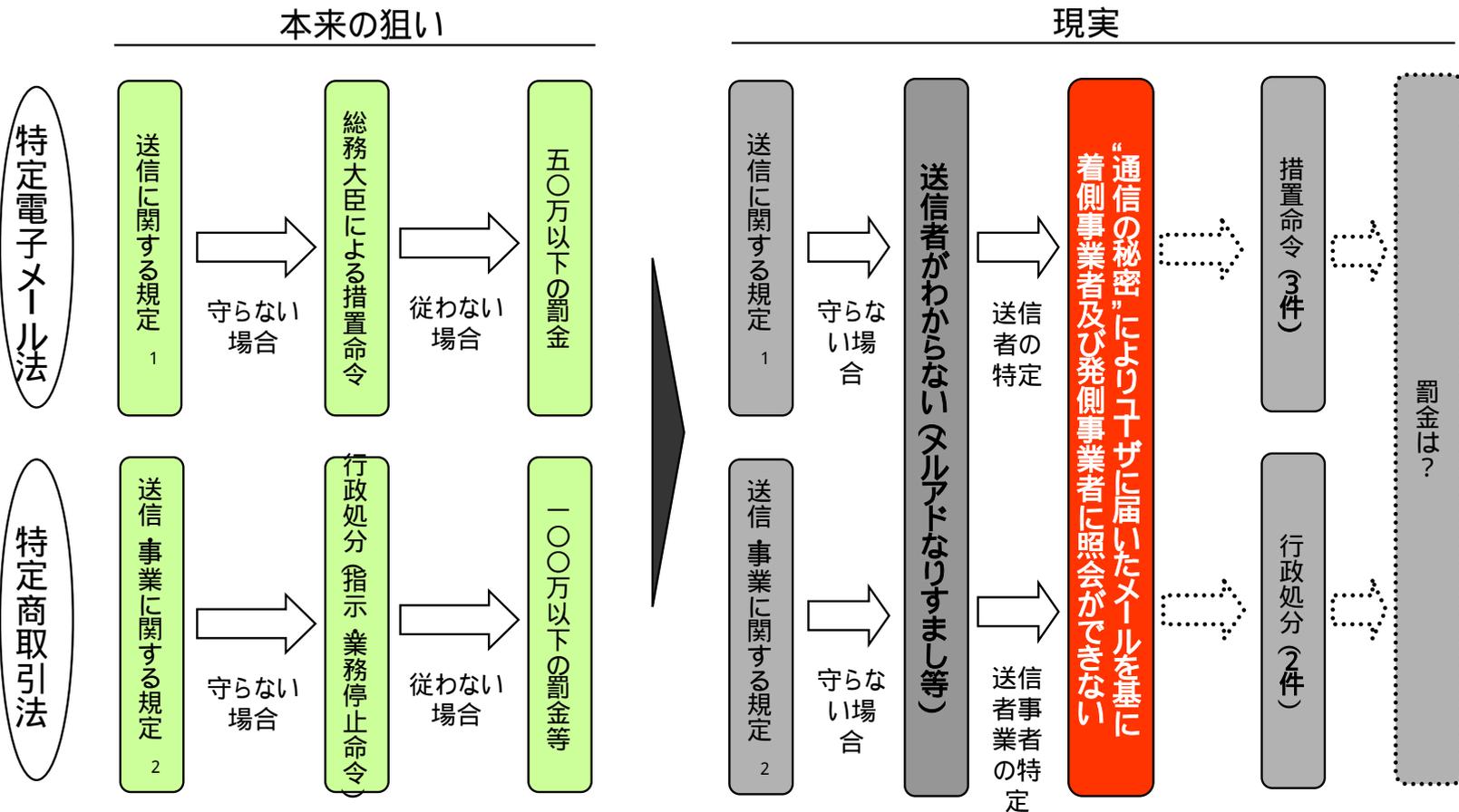
営利を目的とする団体、営業を営む場合の個人が送信者情報を偽って広告メールを送信した場合、**直罰**を課す事が可能に！



電気通信事業者にとっては、念願の直罰化。いかに摘発に持ち込むかが重要。

- ・電気通信事業者が告発の主体になることが可能
- ・行為者の特定をいかに行なうか

【参考】 特電法改正前までの状況



通信の秘密等が壁となり措置命令が進まなかった現実

1 表示義務、拒否者に対する送信の禁止、架空電子メールアドレスによる送信の禁止、苦情等の処理

2 表示義務、再送信の禁止

措置命令及び行政処分の件数は2002.7.1～2004.9.1までの累計

平成15年3月25日

東京地裁

「平成14年(ワ)第12815損害賠償事件」

訴状

特定接続契約を締結していた業者が契約内容に反し、約400万通の宛先不明メールを送信したため、逸失利益として約650万円を損害賠償請求。

判決の概要

大量の宛先不明メールが送信された場合には、これらが正常なメールだったとしたときに課金しうる金額を損害として認める。またその行為の具体的内容についての調査費用、弁護士費用についても損害として認められるため、請求金額全額を支払うこと。

上記以外に8件の損害賠償請求を実施

電気通信事業者による役務提供拒否事由の拡大(第11条)

メールサーバーの機能障害要件の撤廃

架空アドレスあてに大量送信され設備に著しい障害のおそれ



架空アドレスあてに大量送信された場合、電子メール通信役務の円滑な提供に支障を生ずるおそれ